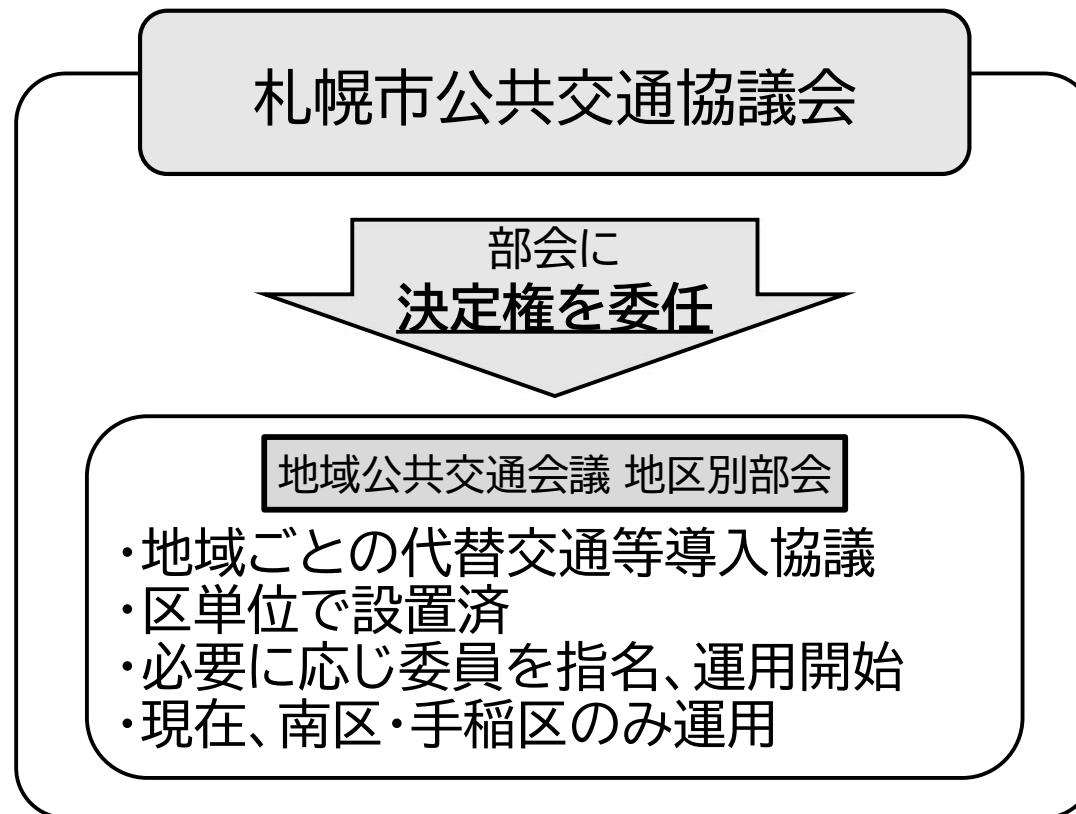


【概要】

- ・ R7.4.1以降、一部地域においてバス代替となる交通手段を導入予定
- ・ 地区別部会で運行内容等に関し協議を調える必要がある
- ・ 関係規程の改正(議決事項)とともに、協議会設置要綱の改正案を報告



【議決事項】札幌市公共交通協議会地区別部会設置規程等の改正について

【地区別部会の運用】

代替交通手段を検討中の路線	該当する地区別部会	運用
栄町・篠路線	北区 東区	<ul style="list-style-type: none">協議会会長が委員・部会長を指名北区と東区の部会を合同開催
駒岡線 空沼線	南区	<ul style="list-style-type: none">南区デマンド交通（藤野）の協議のため、委員指名済み関係委員を追加指名し、<u>案件ごとに参加委員を分ける</u> → 新たに駒岡線・空沼線関係の委員を指名<u>協議案件により、部会長が出席委員を事前に指名し、開催</u>

【改正点①】

- 同じ部会の中で、協議案件ごとに委員を指名できることとする
(規程改正案 第6条第4項、第5項)

札幌市公共交通協議会地域公共交通会議地区別部会設置規程（改正案抜粋）

（会議）

第6条 地区別部会の会議は、協議会要綱第7条の規定に準じ、運営を行うものとする。

2～3（中略）

4 地区別部会の協議事項が特定の地域に限定される場合、出席する委員を部会長が指名できるものとする。

5 第1項の規定に関わらず、前項において出席する委員を部会長が指名した場合、指名された委員をもって協議会要綱第7条の規定に準じ、会議の運営を行う。

【議決事項】札幌市公共交通協議会地区別部会設置規程等の改正について

【改正点②】

- ・ 協議事項が増加し、状況により委員のやむを得ない欠席も想定されるが、その際も必要な協議を円滑に調える必要がある
- ・ 欠席する場合も、あらかじめ書面での表決、または他の委員への表決の委任を行うことができることとする
(規程改正案 第6条第6項、第7項)

札幌市公共交通協議会地域公共交通会議地区別部会設置規程（改正案抜粋）

（会議）

第6条（中略）

6 やむを得ない理由により欠席する委員は、あらかじめ議決事項について書面で表決を行うか、他の委員に表決を委任することができる。

7 前項において書面で表決を行った、または他の委員に表決を委任した委員は、会議に出席したものとみなす。ただし、協議会要綱第10条第1項に示す謝礼の支給は行わない。

【改正点③】

- ・ 部会規程全体※について、「委員」に臨時委員も含まれることを明記
(規程改正案 第5条第1項)

札幌市公共交通協議会地域公共交通会議地区別部会設置規程（改正案抜粋）

（部会長）

第5条 地区別部会の部会長は、協議会会長が指名する委員（臨時委員を含む。以下同じ。）をもって充てる。

※他の部会規程も同様に改正：生活交通改善事業計画策定部会設置規程、路線バス部会設置規程、協議運賃部会設置規程

(報告)札幌市公共交通協議会設置要綱の改正(案)について

【主な改正点①】

- 活性化再生法に規定する「公共交通事業者等」と、道路運送法施行規則に定める地域公共交通會議の構成員が一致するよう「一般旅客自動車運送事業者」を追記
(要綱第3条第2項第2号)

【主な改正点②】

- 人事異動等による委員変更の場合、変更後委員の任期は前任者の残任期間としている
(要綱第4条第2項)
- 「臨時委員」にはこの取扱がなされていないが、今後、臨時委員も同様の取扱とする
(要綱改正案 第5条第4項)
- 部会委員は協議会会长が指名するが、人事異動による引継ぎ等で変更となる場合、会長の指名を不要とする
(要綱改正案 第8条第2項)

札幌市公共交通協議会設置要綱(改正案抜粋)

(委員)

第3条 (中略)

2(2) 活性化再生法第2条第2号に規定する公共交通事業者等及び一般旅客自動車運送事業者の代表者

(後略)

(任期)

第4条 (中略)

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(後略)

(臨時委員)

第5条 (中略)

4 第3条第3項及び前条第2項の規定は、臨時委員に準用する。

(部会)

第8条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。ただし、第4条第2項及び同条を準用する第5条第4項の適用を受けた委員及び臨時委員においては、前任者が属していた部会に属すべき委員及び臨時委員として会長が指名したものとみなす。